

---

午後 2時00分開会

○議長（上條俊道） 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

このほど山形村議会において松本広域連合議会議員の交代があり、三澤一男議員が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

これより平成30年松本広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

また、生坂村の藤澤村長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が7件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（上條俊道） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび新たに選出された山形村の三澤一男議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元にご配付いたしました名簿のとおり17番に指定いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において10番、中島昌子議員、11番、藤原陽子議員、12番、内川集雄議員を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第4 常任委員の選任

○議長（上條俊道） 日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

---

### 日程第5 議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号まで

○議長（上條俊道） 日程第5、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号までの以上7件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成30年松本広域連合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、本年2月の定例会以降、山形村において議会議員選挙が行われ、新たに三澤一男議員がご就任されました。三澤議員におかれましては、松本地域のさらなる発展のためお力

添えいただきますようお願い申し上げます。

冒頭、自然災害と危機管理に関連して申し上げます。

まず初めに、今月初旬、九州から近畿にかけて前線が長い時間停滞するなどの影響で大気の状態が非常に不安定となり、西日本を中心とした極めて広範囲での記録的な豪雨が続き、各府県では河川の氾濫や土砂災害が発生し、警察や消防、自衛隊などによる懸命な救出活動が行われました。

この平成30年7月豪雨で多くの尊い人命が失われ、被災された皆様方には厳しい避難生活を余儀なくされており、改めて被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧・復興を願ってやみません。

今回の災害をみずからの教訓として、ハザードマップなどを活用し、平時から地域の地形や地質への理解を深め、自宅と周囲の環境や位置関係、避難場所、経路を再確認するなど、防災意識を高めてまいりたいと考えております。松本地域においても、河川や山脈の災害は市町村の行政区域を超えて発生しますので、改めて災害時の早目の行動と、広域的な連携の重要性を痛感しております。

また、6月18日には大阪府北部を震源とする強い地震があり、大阪市北区、大阪府高槻市、枚方市などで震度6弱を観測しました。この前日、6月17日には群馬県渋川市で震度5弱の地震が発生し、相次ぐ強い地震に日本列島においてはいつでも、どこでも大きな地震が発生し得る予感さえございます。

平成7年の阪神・淡路大震災に次ぐ関西の都市部における大きな地震でありましたが、大規模な火災や高速道路の倒壊はなく、教訓を生かしたインフラ整備と防災体制の構築が効果を上げたと思われる一方、水道管の老朽化対策、公共交通機関の適切な対応などの課題も浮かんだところであります。松本地域におきましても、糸魚川静岡構造線断層帯を震源とする大規模地震の発生確率が高まっていることから、関係市村におきましても防災・減災対策が行われているところではありますが、引き続き高い緊張感を持って日ごろからの備えに万全を期す一方、人命を最優先とする対策が必要であると認識しております。

次に、長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」の運航再開などについて申し上げます。

「アルプス」の事故から1年を迎えた3月5日、長野県と県消防長会の主催による1周年追悼式が、ご遺族を初め、長野県や消防関係者が参列して松本市内の会場で執り行われ、当広域連合からも中村武雄代表副広域連合長と消防局長が松本広域連合を代表して参列をいたしました。

また、消防防災ヘリコプターの運航再開を目指してきた長野県におきましては、共同運航する民間航空会社から派遣されたパイロット2人と整備士1人が着任しました。あわせて、さまざまな安全対策を導入すると同時に、林野火災及び救急搬送での出動を想定した実災害さながらの連携訓練を経て、この5月7日、ご遺族の深いご理解と、全隊員の安全への強い思いに満ちた使命感のもと、運航が再開されました。当消防局からも引き続き2名の消防職員を派遣しており、私といたしましても、ヘリ運航の適正と安全が確保されるよう、さらなる危機管理の充実強化に努めていく所存であります。

次に、本年10月、塩尻市を主会場として実施される平成30年度長野県総合防災訓練の概要について申し上げます。

この訓練は、災害対策基本法、長野県地域防災計画などにに基づき、防災関係機関と地域住民が相互に連携して、各種の防災訓練を総合的に実施し、災害時に即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及高揚を図り、地域防災力の向上を目的に毎年実施されております。本年度は、10月21日の日曜日、塩尻市の中央スポーツ公園一帯で開催されることとなっております。訓練の主会場となります塩尻市におかれましては、既に消防関係機関や地域住民の皆様との連絡、調整にご尽力をいただいているところであり、また訓練前日には長野県下13消防本部による野営訓練も予定され、松本地域が被災地となった場合の受援体制を検証し、長野県消防相互応援隊の連携強化も図ることとしております。関係市村の皆様には、訓練への積極的なご参加をお願いいたします。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、この際、当広域連合の課題などを中心に若干申し上げたいと存じます。

まず、松本広域連合広域計画の改定について申し上げます。

この広域計画は、地方自治法の規定により広域連合が処理する事務について、目標や事務処理の方針を示すものであります。松本広域連合の広域計画は、平成11年の発足に伴い策定され、以降、5年ごとに3回の全部改定が行われた経過がございます。現行の広域計画は、平成25年度の全部改定により作成され、計画期間が平成30年度までとなっておりますが、本年4月、松本広域連合が主体的に観光事業を展開していくことに当たり、広域連合の処理する事務に「広域的な観光振興に関すること」を新たに追加しております。今後、現行の計画をもとに、5年先の松本地域の将来を見据え、担当部局でそれぞれ内容の見直しを行うなど、鋭意取り組みを進めてまいります。

なお、見直しの計画案につきましては、広域連合関係会議にご協議した後、パブリックコ

メントを経て、平成31年2月定例会にお諮りする予定であります。

次に、広域連合発足20周年及び広域消防局発足25周年について申し上げます。

平成30年度は、松本広域連合が発足20周年、松本広域消防局が発足25周年の節目の年となりました。顧みますと、時代は昭和から平成に改められた当時、松本地域の消防体制は、19の構成市村のうち12町村では常備消防がない状態にございました。自来、広く松本広域圏40万人の消防防災体制を整えるため、平成3年度に広域消防計画を策定し、平成5年4月、全国にもまれに見る広域消防体制が発足いたしました。

また、前身の一部事務組合からの緩やかな移行を基本に、事務処理の見直しなどを経まして、広域行政の一層の推進を図るべく、平成11年2月には松本広域連合へと移行し、介護認定審査や障害支援区分認定審査を新たに加えながら現在に至っております。

20年目の節目に当たり、来年2月には記念式典を予定しておりますが、今後も8市村の住民の皆さんが安心して、生きがいを持ってこの地域で暮らしていくことができますよう、成熟した二十歳の新たなステージへ向けて、広域連合のバランスある発展に未来志向で努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、これまで同様、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

本日提案申し上げました議案は、財産の取得4件、専決処分の報告3件など、合わせて7件となっております。

まず、議案第1号から4号までの財産の取得につきましては、いずれも更新を必要とする消防車両で、庄内出張所に配置する消防ポンプ自動車、穂高消防署に配置する水槽付消防ポンプ車、広丘消防署に配置する化学消防車をそれぞれ1台ずつ、また本郷、塩尻、穂高消防署に配置する高規格救急車を合わせて3台取得するものでございます。この6台の消防車両のうち穂高消防署の高規格救急車は単独事業で、また消防ポンプ自動車など5台につきましては緊急防災・減災事業債を充当することとしております。

次に、報告第1号から第3号につきましては、いずれも緊急を要し、地方自治法第179条の規定により専決処分したもので、報告第1号の平成29年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）は消防車両の売却に伴うもの、報告第2号の平成29年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第2号）は基金の運用替えに伴うものであり、去る3月28日付で専決処分をいたしました。また、報告第3号は、平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）は作業中の物損事故の和解に伴うもので、去る6月22日付で専決処分を

いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

このほか、議案以外のものとしたしまして、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの2件を報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

---

**日程第6 議案に対する質疑（議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号まで）**

○議長（上條俊道） 日程第6、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号までの以上7件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんでしたので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号までの以上7件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時17分休憩

午後 4時15分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（上條俊道） 最初に、報告事項を申し上げます。

常任委員会において正副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生委員長に三澤一男議員、同副委員長に池田国昭議員、消防委員長に内川集雄議員、同副委員長に西條富雄議員、以上のとおりであります。

---

**日程第7 委員長審査報告（議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号まで）**

○議長（上條俊道） 日程第7、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号までの以上7件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、三澤一男議員。

三澤議員。

○総務民生委員長（三澤一男） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました報第2号 平成29年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

本案につきましては、証券の運用替えにより、利払い日が3月から4月に変更になったことに伴う補正であり、異議なく承認すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員長、内川集雄議員。

内川議員。

○消防委員長（内川集雄） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託された議案6件につきまして慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第1号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）、議案第2号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）、議案第3号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）及び議案第4号 財産の取得について（高規格救急自動車）、以上4件につきましては、いずれも異議なく可決すべきものと決しました。

次に、報第1号 平成29年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、消防車両の売却、インターネットオークションに伴うもの及び女性専用施設整備にかかわる特別交付税の交付に伴うものであり、異議なく承認すべきものと決しました。

最後に、報第3号 平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、業務中の物損事故の和解に伴うものであり、異議なく承認すべきものと決しました。

以上申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から議案第4号まで及び報第1号から報第3号までの以上7件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決及び承認されました。

---

#### 日程第8 閉会中の継続調査に付することについて

○議長（上條俊道） 日程第8、閉会中の継続調査に付することについてを議題といたします。

総務民生委員長及び消防委員長から、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（上條俊道） 以上をもって、今期臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。



これをもって本日の会議を閉じ、平成30年松本広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時21分閉会